

特殊詐欺警戒警報の運用について

米子警察署では、特殊詐欺被害防止対策の一環として、管内住民が特殊詐欺被害に遭う危険性が高いと認められた場合に、米子警察署長が「特殊詐欺警戒警報」を発令して注意を呼び掛ける制度を令和2年10月5日から運用開始しました。

警報発令基準

- 予兆電話や警察安全相談の内容などから、受け子が管内に潜伏している可能性が高いと認められる場合
- 管内において、予兆電話が1日に3件以上確認された場合
- 管内において、特殊詐欺被害を認知した場合
- 県内において、新たな手口の特殊詐欺被害を認知した場合
- その他、警戒警報を発令する必要があると認められる場合

発令期間

3日間（必要に応じて、期間を延長する場合があります）

主な対策内容

- パトカーに「振り込め詐欺に注意」ステッカーを貼付しての警戒活動
- 金融機関、コンビニなどへの立ち寄り強化
- 無人ATM警戒、駅周辺警戒などの街頭活動の強化
- メールやインターネットを活用した情報発信
- 防災行政無線を活用した注意喚起広報
- 被害防止広報啓発チラシの配布
- 自治体や関係機関・団体等との連携や情報共有

これは詐欺！！

電子マネーを0円分購入して、番号を教えて



パソコンでサイト閲覧中、突然パソコンが動かなくなり「ウイルスが見つかりま

した」等の警告が表示

相談：米子警察署 0859-33-0110 または 警察総合相談電話 #9110